

市廢審 第 26-006 号  
平成 26 年 9 月 11 日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規宏



### 市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について（報告）

このことについて、第 71 回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第 3 条第 4 項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

## 【会議録（概要）】

〔会議名称〕 第 71 回市川市廃棄物減量等推進審議会

〔開催日時〕 平成 26 年 8 月 6 日（水） 午前 10 時 05 分～11 時 50 分

〔開催場所〕 市川市役所本庁 3 階 第 5 委員会室 1、2

〔出席委員〕 三橋規宏、松本定子、金子正、代谷陽子、金子俊郎、岩田元一、  
福島満、原木一正、安東紀美代、柳沢泰子、稻垣操、石井静雄

〔事務局等〕 循環型社会推進課

　課長：竹中秀成、主幹：佐藤伸一

　副主幹：相川純一、加藤実、宮田圭一、松丸宏、佐久間剛

　主査：三浦詳子

〔同席者〕 環境清掃部 部長：石井正夫、次長：松崎順子

　清掃事業課 課長：村越邦光

　クリーンセンター 所長：川島俊介、副参事：藤田泰博

〔配布資料〕 資料 1 家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性（案）  
　について（重点施策 1～3）

　資料 2 資源化量の減少要因について

　資料 3 資源化率の算定について

　資料 4 高齢化社会と生活系ごみ排出量の関係について

　資料 5 家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性（案）  
　重点施策（4）経済的手法の活用

　資料 6 さらなるごみ減量・資源化に向けた施策について（事業系ごみ）

　参考資料 事業系ごみガイドブック

石井委員からの資料「3 団体共同福祉リサイクル事業」

〔会議次第〕 1. 開会

　2. 議題

　　1) 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（審議）

　　2) その他

　3. 閉会

〔特記事項〕 なし

〔会議概要〕・事務局から配布資料の説明を行うと共に各委員からの質疑に回答する形で審議会を進めた。

## 【会議録（詳細）】

<開会> 午前 10 時 5 分

### 【三橋会長】

それでは、只今から第 71 回市川市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項がありましたらお願ひいたします。

<会議成立要件>

### 【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

本日の会議につきましては、石原委員、島村委員、宮方委員の 3 名の委員が欠席されておりますが、委員 15 名の方の半数以上が出席でございます。本審議会規則第 3 条第 2 項に定めます会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立いたします。

なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりますので、公開会議であることをご了承ください。以上でございます。

<審議・議題 1>

### 【三橋会長】

それでは、本日の審議事項に入りたいと思います。

大久保市長から諮問がありました市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について第 4 回目の審議を行いたいと思います。

本日の審議の進め方ですが、前回の審議内容について確認した後、主な検討事項として、資料 5、資料 6 の「経済的手法の活用」、「事業系ごみの減量・資源化」についてが、中心のテーマになると思います。

まず、事務局で前回までの審議内容の整理した資料、また、追加資料の作成をしていただきましたので、資料 1 から資料 4 の説明をお願いしたいと思います。

<資料 1～4 説明>

### 【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

それでは、前回の会議で重点施策の案について委員の皆様からいただいたご意見と、追加の説明が求められていましたことに関しまして、ご説明させていただきます。

（資料 1）

まず、資料 1 をご覧いただけますでしょうか。

前回の会議におきましては、家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性の案といたしまして、3つの重点施策についてご審議いただきました。

この資料は、その重点施策の案の概要と主なご意見をまとめたものでございますが、本日は、頂戴いたしましたご意見を中心にご説明させていただきたいと思います。

重点施策の1つ目として「分別の徹底に向けた広報・啓発の強化」でございます。

事務局としましては、現状と課題を踏まえまして、改めて分別排出を徹底し、「12 分別収集の効果の最大化」を図っていく必要があることから、施策の方向性の案といたしまして、

- ①じゅんかんパートナーと連携して、分りやすい広報を充実すること
- ②地域における顔の見える啓発活動を強化すること
- ③転入者への情報周知を工夫し、改善していくことを、ご説明させていただきました。

これに対しまして、主なご意見といたしましては、

市民の意見を反映した広報・啓発について

広報・啓発について、分別に迷っている市民は多く、分別の判断が難しいものがあるので、分りやすい広報が必要である。

また、広報の内容は市民の声を反映させて、試行錯誤して取り組んでいく必要といった、実際に分別に取り組んでいる市民の意見をうまく反映していくことが重要であるとの、ご意見をいただきました。

#### 集合住宅・転入者への周知について

集合住宅や転入者への周知に関しましては、戸建住宅に比べると集合住宅ではルールが守られていないことがある。規模の大きい集合住宅については出前講座を開催するなどの対策が必要というご指摘がありました。これは、実際に分別の状況が良くない所、あるいは転入者が多い所に対して、的を絞った啓発が必要だということと受け止めております。

#### その他

その他にも、プラスチック製容器包装の水洗いは、下水道とのバランスを考える必要がある。また、下水道の普及状況を考えると市内で同じ指導方法では問題があるといったご意見。

現在の資源化率の計算方法は、民間が努力して別ルートで回収されたものが反映されていない。

分別ガイドブックは全戸配布を検討した方が良い。  
といったご意見があったところでございます。

2ページ目をご覧ください。

重点施策の2つ目の「生ごみの減量」につきましては、

生ごみは、燃やすごみの組成の約4割を占め、食べ残しなどの「食品ロス」も多く含まれていることを踏まえ、施策の方向性の案といたしまして、

- ①食品ロスの削減対策を進めること

- 
- ②水切りを促進すること
  - ③コンポスト容器などを活用した堆肥化を促進することで、各家庭における生ごみの減量対策を進めることを、ご説明させていただきました。

主なご意見といたしましては、  
水切り方法のアイデアの広報について  
水切りの方法の広報につきまして、生ごみの水分を減らす良い方法があれば広報してもらいたい。

#### 生ごみの堆肥化について

堆肥化については、コンポスト容器も良いが耐久性などの面から電動式の生ごみ処理機が良い。コンポスト容器は集合住宅では使いにくい。コンポスト容器や電動式生ごみ処理機を利用した市民の意見、利用に係る市民ニーズを調査して方策を決めていく必要がある。

#### ディスポーザによる生ごみの処理について

ディスポーザによる生ごみの処理については、下水道への負荷や処理槽の廃棄物の処理などのメンテナンスの問題がある。市として推奨するものか否かをしっかりと検証して考えないといけない、といったご意見。

#### その他

その他に、自治会で野菜くずを土に埋める取り組みをした結果、堆肥化と同様に土が良くなったといった情報もいただいたところでございます。

参考といたしまして、ディスポーザについて市の考え方でございますが、下水道への負荷が増える可能性があること、機器のメンテナンスや処理槽の汚泥の処理など維持管理上の問題もあることから、現時点では、市として推奨する状況にはないと考えております。

#### 3ページ目をご覧ください。

重点施策の3つ目の「リユースの促進」につきましては、リサイクルプラザの設置による手法以外の取り組みも必要とされていることを踏まえまして、施策の方向性の案といたしまして、民間のリユースショップ等の活用を促進していくことをご説明させていただきました。

主なご意見といたしましては、  
リユースショップ等の活用について

民間のリユースショップの活用は重要である。優良なリユース業者を活用することは有効な方法になる。

リサイクルプラザを継続する場合は、費用面も含めた検討が必要である。

リサイクルプラザやフリーマーケット開催については、市民の意見やニーズを把握した上で検討すべきといった、ご意見があったところでございます。

前回の審議内容については以上でございます。

なお、事務局といたしましては、以上のご意見の趣旨を踏まえまして、答申書の案を作成してまいりたいと考えております。

つぎに、追加の資料説明をさせていただきます。

(資料 2)

資料 2 をご覧ください。「資源化量の減少要因について」でございます。

これまでの会議におきまして、家庭系ごみの資源化について、分別排出に伴う資源化量が減少しているとご説明しましたが、この減少要因を、商品や容器包装の消費量などの変化や、分別されずにごみへ混入された量の変化から推定したものでございます。

下の表にございますように、分別収集に伴う資源化量を 10 年前と比較いたしますと、ダンボールが増加した以外は、いずれの品目も概ね 20% 以上減少している状況でございます。

ダンボール以外の資源化量が減少した要因といたしましては、

まず 1 点目として、資源物として排出される前の商品や容器包装の消費量等の減少が背景にあると考えられます。

例えば、ビンやカンにつきましては、本体の軽量化が進んだことや、プラスチックなどの軽量の素材へシフトされたことが挙げられます。飲み物の缶の中には、胴体の部分にリング状の凹凸の加工が施され表面が波打っているものがありますが、材料の厚みを薄く軽量化しても圧力に耐えられるように工夫された事例です。

また、従来、缶に入っていた飲み物や、ガラスびんに入っていた液体調味料の容器が、PETボトルに変化しているということが挙げられます。

また、新聞、雑誌については、インターネットの普及などの情報通信技術の発達に伴い、電子媒体へシフトが進み、紙の需要が減少したことでございます。

2 点目として、販売店等による回収でございます。資源化されていることに変わりはありませんが、資源化のルートとして、販売店等による資源回収が拡大し、市民が多く利用することになった結果、市が関与する資源回収に出される資源物の量が減少した可能性が考えられます。

例えば、新聞については、新聞販売店による回収が拡大したことや、ペットボトル、紙パックなどの容器包装については、スーパーマーケットなどにおける店頭回収が拡大していることでございます。

以上の 2 点につきましては、事業者における環境保全の取り組みの進展、消費者のライフスタイルやニーズの変化といった社会経済状況等の変化が反映されたものではないかと考えられます。

なお、参考としたデータを 3 ページ、4 ページについておりますが、説明は割愛させていただきます。

3 点目といたしまして、分別の協力度でございます。

分別されずに、ごみへの混入量が増加している品目や混入量があまり減少していない品目、具体的には、新聞、雑誌、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装類については、分別への協力度が低下している可能性も考えられるところでございます。

ごみへ混入した資源物の量については、2ページの表をご覧ください。

これは、分別への協力度の参考とするため、分別されずにごみへ混入した資源物の量を、家庭系ごみ質分析調査結果から推計し、12分別収集実施直後と直近の各5年間の平均で比較したものでございます。

その結果、雑がみが増加、新聞もやや増加、ペットボトルとその他プラスチック製容器包装類は大きな増減なし、ビン、カン、ダンボールが大きく減少、雑誌、紙パック、布類も減少となっております。

消費量等が変化していることから判断が難しい面がありますが、混入量が増加したものやあまり変化していないものについては、分別の協力度が向上していないことが考えられます。

以上のように、資源化量の減少につきましては、分別排出の取り組み以外にも要因があると考えられますが、燃やすごみの中に資源化できる可能性のあるものが未だに多く含まれているという実態がございますので、分別の徹底を図ることにより、ごみとして処理する量を減らしていくことが課題であることに変わりが無いと考えております。

#### (資料3)

つづきまして、資料3をご覧ください。

資源化率の算定について、ご説明いたします。

この資料は、資源化率について、現在の指標値の計算と、市が処理に関与していない事業系の資源物の回収状況を反映した場合の試算結果を比較したものでございます。

はじめに、資源化率は、1の計算式にありますように、総資源化量を総排出量で割って算出するものでございます。

具体的な計算方法については、はじめに、Aとして、現行の指標値の計算におきましては、算定対象として、市が処理に関与したごみや資源物を対象に計算しており、総排出量にカウントするものは、市の直営や委託によって収集したごみや資源物、許可業者や自己搬入によってクリーンセンターへ持込まれたごみ、そして、集団資源回収されたものが対象で、総資源化量にカウントするものは、総排出量にカウントされたごみや資源物のうち、新聞や雑誌など、家庭系の資源物の分別収集に伴って資源化されたもの、集団資源回収されたもの、その他、クリーンセンターでの破碎処理後の鉄・アルミの回収など施設処理に伴って資源化されたものでございます。

計算結果として、これを資源化率Aとして、平成25年度は20.1%という結果となります。

この計算範囲を示したものが、3ページ目の図にございますが、排出事業者が独自に民間の資源化施設等へ搬入した事業系の資源物の量は、総排出量と総資源化量のどちらにも含まれておりません。

つぎに、Bとして、市が処理に関与しない事業系の資源物の回収量を資源化率の計算式に反映させるため、市が数値を把握している、許可業者等が回収した量を、計算対象としてカウントして試算しますと、この回収量を、総排出量にも、総資源化量にもカウントされる範囲に加えますことから、資源化率Bとして、平成25年度は26.1%という試算結果となります。

2ページ目の表とグラフは、この2つの計算結果の推移を比較したものでございます。平成19年度と25年度を比較した場合、現行の指標値では、資源化率Aがほとんど上昇していないのに対して、試算値Bの場合では2.2ポイント上昇しているという結果となっております。

民間の資源回収のルートには様々なものがありますことから、1つの指標をもって、資源化の全体の状況を表していくことは、なかなか難しい面がございますが、市が処理に関与するかしないかに係らず、実態として分別によって資源回収が進むこと、その結果として、ごみとして処理する量が減少することが重要であると考えております。

なお、資源化率の計算方法につきましては、今回の試算方法のように変更した場合、総排出量や1人1日あたり排出量の数値の算定にも影響があること、また、計画の継続性の観点から、現行の指標値の計算方法を引き続き使用していく方向で考えておりますが、民間ルートでの資源回収の状況につきましても、補足する指標を設定するなどして、その進捗状況をつかんでいきたいと考えております。

#### (資料4)

資料4をご覧ください。少子高齢化が進み、高齢者世帯や高齢単身者世帯が増加した場合の家庭ごみ排出状況について、国、他市、大学文献等から情報収集を行ったものでございます。

1つ目は、大阪府でございます。大阪府の環境審議会廃棄物処理計画部会における資料を整理したものでございます。

大阪府の資料を別紙として添付しておりますので、こちらも併せてご参照ください。

資料によりますと、60歳代以上は、外食及び調理食品の利用率が他の世代に比べて低い。これは、総務省統計局の平成22年家計調査年報が元になっております。

高齢者の比較的多くは、自宅で調理をして食事をしている。

また、65歳以上の高齢者は、自宅での調理の割合は高いが、単身者の場合は、調理済食品や弁当の利用割合が高まっている。これは、内閣府の世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果からでございます。

別紙資料の図1を見ますと9割以上の方が自宅で調理した食事をしています。

また、夫婦世帯や一般世帯よりも一人暮らし世帯では調理済み食品や弁当の利用割合が高くなっています。

食品口済量は、年齢が高くなるほど増加する傾向がある。これは環境省の平成18年度環境白書からでございます。

なお、「食品口済量」は、可食部分のうち食べ残されたり廃棄されたもの、「年齢」は、食事の用意、調理をする方の年齢でございます。

平成 23 年度に、65 歳以上の単身又は夫婦世帯 76 世帯にごみを計量してもらった結果では、家庭ごみの排出量は市内の全世帯平均と比較して大きな差が見られなかったとしております。これは、北九州市の高齢者世帯におけるごみ排出状況調査からでございます。

2 番目といたしまして、福岡雅子氏(現 大阪工業大学准教授)の研究論文でございます。廃棄物分野の専門家であり、長年にわたり廃棄物の減量化や適正処理に関する研究活動等を行っている、福岡雅子氏の研究論文からの抜粋でございます。

高齢単身者・カップル（60 歳代以上）の場合、想定される排出状況等の特性として、在宅介護を行う場合、家庭用医療器具や紙おむつが発生すると想定しています。

3 番目といたしまして、京都市の例でございます。京都市職員からの情報提供でございますが、京都市が実施しました家庭ごみ組成分析調査結果の資料について、図にありますように、図・中央のマンションは図・右側の市収集の家庭ごみと比べて、生ごみの割合が低く、プラスチック類の割合が特にワンルームで高い結果となりました。この結果と、近年、スーパー・コンビニなどで一人用のお惣菜やカット野菜等の販売が増えている状況を踏まえますと、「少子高齢化が進み単身者世帯が増加した場合、「生ごみの排出が減少し、容器包装類の排出が増加する。」という可能性について、情報提供がございました。

情報収集を行った結果についてでございますが、高齢者、お一人おひとりのライフスタイル、自宅で調理をするかどうか、小分けの食材を購入するかどうかなどにも左右されるところでございますが、前回の審議会におけるご意見や京都市からの情報提供にもございますように、高齢単身者世帯が増加したときに、「生ごみの排出量が減少し、プラスチック製容器包装類の排出量が増加する」という可能性はあると考えます。

しかしながら、現段階では、高齢単身者世帯の増加とごみ排出状況の変化について、適切な関係式までは導けないことから、将来予測等への反映はなかなか難しいと考えております。

事務局としましては、今後も高齢化社会とごみ排出状況について情報収集に努めるとともに、排出状況が変化するという可能性を意識した広報・啓発活動を行ってまいりたいと考えております

なお、今回参考とした大阪府におきましても、適切な関係式が導けないことから、将来予測への反映は難しいと判断し、情報収集に努めている状況であると伺っております。

以上で資料 1 から資料 4 の説明を終わらせていただきます。

#### ＜資料 1～4 質疑応答＞

##### 【三橋会長】

どうもありがとうございました。以上の説明で、これまで委員の皆様から出していただいた疑問等に対して、いろいろと調べていただき、明解な資料を作成していただきましたので、お解かりになったのではないでしょうか。

本日は、資料 5、資料 6 を中心に審議していただきたいと思いますので、資料 1 から資

料 4 で特にないようでしたら、ご意見、ご感想、またご不明な点につきましては、後日、事務局の方にお問合せください。

それでは、これから資料 5 の「経済的手法の活用」と資料 6 の「さらなるごみ減量・資源化に向けた施策について(事業系ごみ)」についての審議に入りたいと思います。

事務局から資料 5 の説明をお願いいたします。

#### ＜資料 5 説明＞

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

資料 5 をご覧ください。

家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性の案に関して、4 つ目の重点施策となります「経済的手法の活用」、具体的には「家庭ごみ有料化制度の導入の検討」について、ご説明いたします。

さらなるごみの減量・資源化に向けて、各家庭からのごみの排出抑制と分別の徹底を図っていくためには、広報・啓発の強化をはじめ、前向きに取り組む市民に対する支援や資源物を分別出しやすい受け皿づくりを進めていくことが重要であると考えておりますが、これらの取り組みに加えて、ごみの発生の少ないライフスタイルへの転換につながる、より効果的な動機付けの仕組みも必要と考えられます。

また、世帯によって、ごみの減量や分別に関する取り組み状況やごみの排出量が異なるなかで、家庭ごみの処理費用を一律に税金で賄うことについては、市民サービスに対する費用負担や、排出者における役割と責任の分担の公平性を確保していく観点から問題があると考えております。

各世帯がごみ排出量に応じて処理費用の一部を負担する家庭ごみ有料化制度につきましては、ごみ処理に対する意識改革につながり、また、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平性を高めていくために有効な手段と考えられることから、家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討を進めるものでございます。

つぎに、2 ページ目をご覧ください。

家庭ごみの有料化に関して、本市におきまして、検討を進める背景と、制度導入の目的・期待する効果でございます。

まず、本市における検討の背景（ごみ処理の現状と課題）でございます。

これは、家庭ごみ有料化だけに関わるものではございませんが、ごみ処理の現状と課題に関して、ごみ処理体制として、最終処分場を自前で持っていないということ。このため、ごみ焼却灰等の処分を市外の民間処分場に依存している、つまり、本市のごみ処理は、処分先の理解のもとで成り立っているという現実があることでございます。

また、現在のクリーンセンターは、平成 6 年に稼働後、約 20 年が経過して老朽化しており、今後、施設の更新の必要性があるということ。

つぎに、ごみ処理を取り巻く情勢として、少子高齢・人口減少社会への対応や持続可能な社会の実現に向けた要請の高まり等があり、今後の財政状況の変化への対応や、リデュース、リユースの強化、また、ごみ処理における地球温暖化対策の推進等が求められていること。

そのような中で、ごみ排出量等の状況としまして、市民1人あたりごみ排出量、特に燃やすごみの減少幅が縮小していること。

また、分別排出に伴う資源回収量の減少、資源化可能な紙類等の燃やすごみへの混入が多いといったことが、新たなごみ減量・資源化施策の必要性につながり、その施策展開として、家庭ごみの有料化を具体的に検討していく背景となるものでございます。

つぎに家庭ごみの有料化の導入の検討にあたって、その目的や期待する効果でございます。

まず、第1に、ごみの排出抑制と分別の促進でございます。ごみの排出を抑制すると同時に、12分別の徹底を促すことで、ごみ排出量や焼却処理量等が削減されること、そのことが、最終処分量の削減、埋立処分への依存の低減につながること。

また、ごみ処理に要する総費用の削減や、クリーンセンターの建て替えにあたっても、規模の縮小が建設・運営コストの削減につながること。

さらには、収集運搬、焼却等に伴う温室効果ガスの削減などにもつながることが、期待できることでございます。

つぎに、負担の公平化に関して、ごみ排出量に応じた手数料を排出者が負担することによって、費用負担の公平性の確保につながること。

さらに、ごみ処理・資源化事業の財源の確保に関して、ごみの処理や資源化を進めいくためには、一定の費用が必要となりますので、財政状況が変化していくなかでも、引き続き、ごみの処理や資源化の事業を安定的に維持していくための財源として、家庭ごみ有料化による収入を活用していくということでございます。

以上のように、ごみの量や費用などの数字的な効果を期待する部分がございますが、最終的には、家庭ごみ有料化やそれに関連する取り組みを通じて、市民等の意識改革やライフスタイルの変革につなげていくことを、大きな目的とするものでございます。

3ページ以降には、参考資料をつけてございます。

3ページは、家庭ごみ有料化の実施状況です。

現在、全国、また千葉県内におきましては、概ね60%強の市町村において、有料化が実施されております。近隣市等の状況としましては、千葉県内では、千葉市、八千代市、野田市において実施済、船橋市、松戸市、浦安市などでは実施されていない状況です。また、東京都では、調布市、三鷹市、西東京市などで実施されている一方、23区などでは実施されておりません。

4ページ、5ページは、減量効果についての資料でございます。

ここでは、4ページの下のグラフをご覧ください。これは、手数料の料金水準と排出抑制効果を表わしたもので、料金水準が高くなるほど、効果が高くなる傾向があるという調査結果でございます。

つぎに5ページには、今年2月から制度を導入した千葉市における家庭系の焼却ごみ量

の削減状況です。前年の同じ月と比較すると、3月以降、8%前後、ごみ量が減少しております。

つぎに、6ページをご覧ください。

じゅんかんプロジェクトからいただいた提案について、関連する部分を抜粋しております。「家庭ごみ有料化については、贅否が分かれたが、ごみの減量には効果がある。また、導入した場合は、不適正な排出の増加が予想されるので、その対策も必要」とのご意見でございました。

つづいて、前回、速報版として報告いたしましたが、市民アンケート結果について、家庭ごみ有料化に関する部分を抜粋したものでございます。

問14は、ごみの排出量に応じた費用負担を求めていない現状について、どう思うかという質問ですが、

「不公平だと思う」と答えた方が4.5%、「どちらかというと不公平だと思う」が19.1%、「あまり不公平だと思わない」が39.3%、「不公平ではない」が14.8%で、高齢な世代ほど、不公平感を感じる割合がやや多くなる傾向がございました。

7ページをご覧ください。

問15は、家庭ごみ有料化の導入に関する質問です。

「導入すべき」答えた方が3.1%、「どちらかというと導入すべき」が約11%、「どちらかというと導入しない方が良い」が30.1%、「導入すべきではない」が38.6%で、若い世代ほど「導入すべきではない」と答えた方が多い傾向となっております。

以上のように、家庭ごみ有料化については新たな費用負担が伴いますので、年齢に関わらず、否定的な意見が多い状況でございました。

つぎに問16は、有料化を導入した場合に配慮すべき事項についての質問です。

約7割の方が「不法投棄が増えないよう対策を行うべき」と回答しており、ルール違反が増えるのではないかと、問題意識をお持ちの方が多いのではないかと思われます。以下、「有料化による収入の使い道を明らかにする」、「有料化による効果を明らかにする」、「子育てや介護をしている世帯に配慮する」という回答が多い結果となりました。

1ページ目にお戻りください。

市といたしましては、家庭系ごみの減量・資源化に向けた施策の方向性の案の4つ目の重点施策として、経済的手法の活用、具体的には、家庭ごみ有料化制度の導入に向けた検討を進めていくことを考えておりますので、この点に関しまして、ご意見をいただきたいと思います。

以上でございます。

＜資料5 質疑応答＞

【三橋会長】

どうもありがとうございました。

家庭ごみ有料化制度の導入に関するバックグラウンドとなる様々な資料が提供されました。また、市民にアンケートをとれば、勿論、反対意見が出ることは当然のことだと思います。しかし、それにも係わらず「有料化によるごみの減量」というものも必要となっている。

全国的に見れば、既に半数を超える市町村が有料化を導入している状況もありますし、また、千葉県内においても千葉市が実施したという時代的な流れもあります。

様々な問題を抱えながらもこの答申では、できれば有料化の方向というものを考えていくべきではないかと思っております。

答申を作成する上で非常に重要なテーマですので、今の事務局の説明について、皆様から率直なご感想、ご印象、ご提案等を自由にお出しください。

#### 【柳沢委員】

私は家庭ごみの有料化はいたしかたないと思っています。ただし、有料化を導入する場合、不法投棄が増加すると思います。市民アンケートにも不法投棄が心配であるという意見がありました。有料化を実施している例えば、千葉市などでは、不法投棄の対策はどうに行われているのでしょうか。

#### 【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

千葉市では、収集運搬の委託業者が警告シールを貼って取り残し、汚い収集ステーションを中心に取り残したごみを回収し、開封調査を行い、排出者が特定できた場合には郵送による文書指導を行っているようです。

勿論、千葉市におきましては、有料化導入前にかなりの時間を費やして行った自治会説明会の席でもルール違反についての説明を行っていたと伺っております。

#### 【三橋会長】

この不法投棄については、有料化を実施している自治体では、いろいろと問題になっていると思いますので、不法投棄対策も参考になさった方がよろしいかと思います。

東京都日野市などもだいぶ前から導入しているので、様々な具体的な対策を考えているようですので、かなり参考になると思います。

#### 【原木委員】

直近では、千葉市が有料化制度を導入しています。千葉市も市川市と同じような市民アンケートを実施したと思いますが、有料化の賛否についての結果を参考までにお聞かせください。

#### 【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

今のご質問にあてはまる調査結果では、33%位の方が実施すべきであると聞いております。

#### 【三橋会長】

市川市が仮に家庭ごみ有料化制度を導入するという方向に踏み切った場合、様々

な配慮すべきことがあると思います。基本的な考え方等について、委員の皆さんのご意見等を伺えればと思います。

【石井委員】

千葉県と東京都では、だいぶ手数料水準が違うと思うのですが、収集体制の見直し等はあったのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

千葉市においては、有料化の目的として3つある清掃工場を2つにするということから導入した経緯がございます。収集体制については、有料化に伴いまして、可燃ごみの収集を週3日から2日に変更しましたが、戸別収集は実施しておりません。

都内につきましては、有料化を導入している多摩地区では、戸別収集に切り替えた自治体が多いと聞いております。

【三橋会長】

ごみの有料化を実施する場合は、その手数料水準については、いろいろな自治体の事情がありますので、他市の状況を調査し比較考慮した上で、市川市としてはどの位が適当かという具体的な作業に取り組んでいかなければいけません。

【岩田委員】

有料化導入について、答申に盛り込むのであれば、その理由を明確に記述する必要があると思います。例えば、費用負担の公平性を理由にしても市民アンケート結果では、あまり不公平と思っていないので、これを強調すると市民の感覚と違うのではないかと思います。

そうなると新しいクリーンセンターを建設するのに財源が必要であるとか、とにかくごみを減量しなければいけないので、経済的なインセンティブを与えるために導入するとか、何故、有料化制度を導入する必要があるのかを答申に記述する必要があると思いますので感想を述べさせていただきました。

【三橋会長】

最終的に答申に記載する場合は、市川市の家庭ごみの有料化が何故必要なのかをわかりやすく皆さんに知らせることは当然です。答申の作成段階で有料化の導入を載せることが決まれば、しっかりしたものを作っていくたいと思います。

【松本副会長】

焼却灰の搬出先はどちらでしょうか。

【川島クリーンセンター所長】

クリーンセンターからお答えいたします。

現在、秋田県小坂町、山形県米沢市、埼玉県寄居町、千葉県銚子市、宮城県栗原市 以上5つに焼却灰の搬出をしております。

【三橋会長】

焼却灰を搬出し処分するための費用はどの位ですか。

【川島クリーンセンター所長】

ざっと5億、6億になっております。

【原木委員】

答申書には、市民アンケートの結果を出すのでしょうか。市川市では、約14%の方しか賛成していません。何のために有料化が必要であるとか説得力がある内容で問い合わせるような調査を再度行うのでしょうか。個人的には有料化は非常に有効だと思いますが、現在の状況では、市民を納得させるには説得力が乏しいと感じています。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

市民アンケートは、市民のごみ減量やリサイクルに関する取組などを基本計画改定の参考とするものです。答申の中にアンケート結果を盛り込むかどうかは、今後の検討させていただきたいと思います。

また、再度、アンケートを実施するかにつきましては、必要に応じて、eモニター制度等を活用していきたいと考えております。

【三橋会長】

市民の声は反対が多いので、納得してもらうような作業が必要です。今回のアンケートは、市が有料化を検討していることを知らない状況での生の声でしょうから、実際に検討していることが市民に伝わった場合にどうかということもあると思いますので、様々な形で市民の声を聞き、市民の声の変化等がわかると良いと思いますので、事務局の方で考えていただきたいと思います。

その他に有料化について、考え方ですか、実施する場合の配慮すべき事項ですかありましたら、是非、率直にお出しください。

【安東委員】

現在の市川市のごみ事情を考えると私も有料化するのは仕方がないことだと思いますが、有料化する以前に、現状の不法投棄や不適正排出対策が必要だと思います。ルールを守らずにごみを出す人が、未だ、多くいるので、その辺の意識の改革が必要だと思います。

有料化についても自治会には多大な協力をいただかなければいけませんので、自治会等を通して、ルールを守って出すということを啓発していくかないといけないと思います。

市民のモラルの向上につながる啓発をどこで伝えていくかが大切なことだと思います。市民が考えなければいけないことでもあるので、市だけでなく、自治会の方々にもっと協力してもらって一緒に進めた方がよいと思います。

【三橋会長】

この有料化について、市民とともに考える機会が設けられるといいと思いますが、答申に盛り込む前に有料化したらどうか等の有料化のキャンペーンや啓蒙的な会合等を市としてすることは難しいのでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

担当部署といたしましては、ごみの排出抑制や分別促進、また費用負担の公平性の確保等していく上で有効な施策と考えておりますが、有料化導入の実施について、最終的に市の方針が決定されているものではないので、難しいことだと思います。

【三橋会長】

ほかに特にご意見等がないようでしたら、資料 6「さらなるごみ減量・資源化に向けた施策について（事業系ごみ）」の説明をお願いします。

＜資料 6 説明＞

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

資料 6 をご覧ください。

事業系ごみのさらなるごみ減量・資源化に向けた施策について、ご説明いたします。

事業系ごみの減量・資源化に係る現状と課題といたしましては、近年、事業系ごみ排出量が横ばい状態となりつつあること。

また、大規模事業所における資源化は一定程度まで進んでおりますが、中小規模の事業所での資源化の取り組みが遅れていること。

さらに、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみへの古紙等の資源物や産業廃棄物の混入が見られるといった現状があることから、広報啓発面では、排出事業者におけるごみ減量・資源化に対する意識の向上と資源物の分別・資源化に係る情報を周知していくこと。

中小事業所から発生する古紙等の分別・資源化を拡大していくこと。

クリーンセンターにおいて、基本的な排出ルールに違反したごみの搬入対策を進めていくことが課題と考えられます。

2 番目は、減量・資源化に向けた施策の方向性（案）でございます。

これらのこと踏まえまして、減量・資源化に向けた施策の方向性（案）として、事業系ごみの減量・資源化対策を重点施策の 1 つとして考えております。

現状と課題のよう、事業系ごみについては、大規模事業所における資源化の面においては一定程度まで進展している一方、クリーンセンターへのごみ搬入量は横ばい状態となっており、事業系ごみ全体の減量・資源化を促進するための環境づくりを進め、適正処理の確保に加えて、減量・資源化についても排出事業者責任の強化を図っていく必要があると考えられます。

そこで、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者と連携し、事業系ごみの減量や資源化方法に関する情報を分かりやすく周知し、ごみ減量・資源化に係る排出事業者の意識の向上を図っていくものでございます。

また、中小規模の排出事業所においては、個々の事業所が排出する資源物の量が少なく、回収に係る手間や経費等の問題から、個々の事業者の自主的な取り組みに委ねるだけでは資源化の拡大が円滑に進まないことが考えられることから、中小事業者向けの資源回収

の受け皿づくりを進めることなどにより、分別・資源化の取り組みを誘導・支援していくこと。

また、クリーンセンターへ搬入される事業系ごみについては、引き続き適正な水準の手数料負担を求めていくとともに、容易にリサイクルできる資源物や、産業廃棄物がごみ混入したまま搬入されることを防止するため、基本的な排出ルールに違反したごみの搬入対策を進めるものでございます。

つぎに、関連する資料として、2ページ目をご覧ください。

事業系ごみの処理方法でございます。

事業活動によって生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが、事業系一般廃棄物、事業系ごみとなります。本市における事業系ごみの処理は、①一般廃棄物収集運搬許可業者に委託してクリーンセンターへ搬入する方法、又は②事業者自らがクリーンセンターへ搬入する方法によって処理されております。

また、古紙等の資源物は、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者が回収して、民間の資源化施設等に搬入され、資源化が行われております。

ただし、住居併用の小規模事業所につきましては、規模要件等により家庭ごみ集積所に排出することが可能となっております。

3ページ目をご覧ください。

これは、前々回の審議会で配付した資料の一部でございますが、クリーンセンターへ搬入された事業系ごみの量と、許可業者等により、民間の資源化施設に搬入された事業系の資源物の量の推移でございます。

平成25年度のクリーンセンターへ搬入された事業系ごみの量は、19年度と比較して、6千トン以上減少しておりますが、横ばい状態となりつつあります。

一方、資源物の量は、古紙の回収や食品リサイクルが進んだことなどにより、3,400トンの増加となっております。

つづきまして、4ページをご覧ください。

関連する施策の実施状況でございます。

ごみ減量・資源化に関する広報・啓発につきましては、ホームページへの掲載や事業系ごみガイドブックの作成を通じて、事業系ごみの処理方法や古紙や食品廃棄物等の資源物のリサイクルに関する情報を発信しております。

この事業系ごみガイドブックについては、本日、追加で資料を配付させていただいたものでございます。

事業用大規模建築物における減量・資源化の促進につきましては、市の条例に基づき廃棄物管理責任者の選任及び減量・資源化・適正処理計画書の作成を義務付けるとともに、立入検査の実施等を通じて、減量・資源化の取り組みの助言・啓発を実施しております。

これらの大規模事業所につきましては、表にございますように、ごみ排出量と資源回収量の合計に対して、資源化の割合が約55%となっており、一定レベルまで資源化が進んでいるものと考えております。

クリーンセンターへ搬入される事業系ごみにつきましては、ごみの中に、資源化可能なものが大量に混入していないか、また、産業廃棄物等の不適切なものがないかを確認したり、ごみ収集車両で資源物を分別して収集した場合は、ごみピットに投入せず分別して荷降ろしするよう指導する等取り組みを進めております。

クリーンセンターへ搬入するごみの処理手数料につきましては、ごみ減量・資源化の促進及び排出事業者責任の徹底等の観点から、負担水準の適正化を図ってきたところでございます。

つづきまして、5ページは、25年度の食品循環資源収集状況でございます。

市内のショッピングセンター、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、病院や工場の食堂から、食品の残さが収集されております。

許可業者が収集しました量は、約1,100トンで、市内のほか、近隣の食品リサイクル施設に搬入され、飼料化、堆肥化、メタン発酵によるバイオガス化といった手法で資源化が図られている状況でございます。

なお、産業廃棄物の扱いとなりますが、塩浜地区の食品製造業者2社においても、食品リサイクルの取り組みが行われていると聞いております。

6ページ以降には、参考として、他市町村における関連する取り組み事例をつけてございます。恐れ入りますが、時間の関係上、この事例についての説明は割愛させていただきたいたいと思います。

それでは、1ページ目にお戻りください。

さらなるごみ減量・資源化に向けた施策の5つ目の重点施策として、事業系ごみの減量・資源化対策を進めること

特に、

- ①排出事業者への広報・啓発を強化すること
- ②中小事業所における分別・資源化の誘導・支援を進めること
- ③資源物や産業廃棄物が混入したごみの搬入対策を進めること

が重要ということで、施策の方向性の案を整理しております。

説明は以上でございますので、この「事業系ごみの減量・資源化対策」に関しまして、ご意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

#### ＜資料6 質疑応答＞

【三橋会長】

ありがとうございました。

事業系ごみの減量、資源化対策について、説明をしていただきました。

それでは、ご意見、ご感想等ありましたらお出しください。

【岩田委員】

排出事業者の業種毎の排出量とか、経年変化等のデータがあれば、教えてください。  
事務所や飲食店など業種毎の特徴があれば、広報等の啓発の仕方が変わってくると思いますのでお伺いします。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

正確なデータではございませんが、ごみの量といたしましては、飲食店の方が生ごみを中心多く多いと思っております。また、事務所からは紙ごみが中心で排出量も少ないという感覚でございます。

【岩田委員】

重点施策の中で、事業系ごみの減量、資源化や産廃の混入防止のためには、排出量の多い飲食店を中心取り組んでいく方が効果があるとお考えでしょうか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

重量的には、食品リサイクルの方が効果があると思われます。ただし、可燃ごみの中に紙ごみが混入しているという実態もありますので、そちらも併せて対応してまいりたいと考えております。

【三橋会長】

事業系ごみについて、細かな業種別は分からぬにしても、ある程度、飲食業であるとか、オフィスビルであるとか、その様な捉え方での統計はありますか。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

業種別の排出量は捉えておりません。業種別の事業所数のデータでは、卸売小売業が2,933、宿泊業・飲食店・サービス業で1,741でございます。

卸売小売業は事務所等ですので、飲食店等よりも排出量は少ないとおもいます。

【石井委員】

一般廃棄物と産業廃棄物のところで、難しい部分があるのですが、事業系から出る廃プラスチックというものは、産業廃棄物という扱いになってしまっていて、一般廃棄物ではないという対応を市はしていると思います。

実際、事業系から出るペットボトルとかリサイクルがしやすいものに関しては、特別に市が資源物として回収する方向性があるかどうかをお聞きかせください。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

一般廃棄物扱いのダンボールはクリーンセンターで置場を設けておりますが、廃プラスチックについて、一般廃棄物と産業廃棄物の区分けについてですが、通常、事業所から出る全ての廃プラスチックは産業廃棄物として処理すべきものです。

しかし、市川市では、従業員が個人消費により排出されるペットボトルや弁当等のプラスチック製容器包装類については、許可業の収集運搬の効率等を考慮して一般廃棄物（燃やすごみ）として、クリーンセンターで受け入れております。

**【石井委員】**

事業系の燃やすごみの中に資源物が混入しているという説明がありましたが、資源物として処理する先が確立されていないので、何かしら確立する方向性を考えていただけないかと思いましたので質問させていただきました。

**【稲垣委員】**

例えば、蛍光灯は、一般家庭から出たものはクリーンセンターで受入れ、事業所だと産業廃棄物扱いになります。プラスチック製容器包装類についても、家庭から出たものは容器包装類として出し、店舗からのものは燃やすごみとなる。

私どものような住居併用の店舗では、一般廃棄物と産業廃棄物の分け方が難しいんです。何が産業廃棄物かがわかつていない事業主の方も多いと思いますがどうお考えでしょうか。

**【事務局（竹中循環型社会推進課長）】**

事業により生じた廃棄物の中で物によって、産業廃棄物となるものが決まっています。また、業種によって産業廃棄物となるものもあります。産業廃棄物以外のごみが一般廃棄物となります。

一般廃棄物は市のクリーンセンターで受け入れできますが、産業廃棄物は受入できないため、県の許可業者に依頼する形になります。

**【三橋会長】**

ありがとうございました。

先程の続きですが、石井委員としては、分別を進めるためには、どのような方向性にしたら良いとお考えですか。

**【石井委員】**

収集業者としてのお話になりますが、紙類の場合、民間ルートに流せる量でしたら、民間で買い取ってもらえるので運搬経費に貢えますが、少量ですと経費を補えないクリーンセンターで降ろすかたちになります。

その時も分別する事業者の手間がかかっています。そして、クリーンセンターに資源物として搬入することができるものについても処分費が掛かっていますが、できれば処分費が掛からないシステムがあるともっと分別が進むのではないかと思っています。

例えば、クリーンセンターで計量する前に資源物だけ降ろすようなヤードがあつたりすれば、資源物に対して処分費が掛かりませんので、各許可業者に対して、分別意識を高める話しができるのではないかと思います。

**【安東委員】**

140から150人程の事業所がありまして、ビン・カンは分別するのですが、ペットボトルやプラスチック容器は燃やすごみとして出しています。収集業者の方がそれで良いといっているので、そういうようですが、収集業者の方で、分別されているのでしょうか。

**【石井委員】**

ペットボトルだけで満載になっていれば、そのまま民間ルートに流せるのですが、1袋

に1個2個といった少量の場合は燃やすごみに流すことが多いです。

容器リサイクル法に事業系から出る容器包装プラスチックを考えていません。ですから、小さな小売業者さん等から出たものは燃やすごみとして処分するしかないというのが現状です。

【柳沢委員】

私は医療機関に勤めていまして、注射針とか感染性のあるものは、一般の収集業者ではない別の業者に容器に入れて回収してもらっています。それ以外の医師が使用した手袋とかガーゼなどは事業系ごみとして出しています。それと一緒にプリントの紙とかペットボトルを入れて排出しています。

私は審議会委員でもありますし、自宅では、ペットボトルや紙類をきちんと分別してやっているのに、職場ではなんでもかんでも同じようにごみとして捨てられているのを見るとジレンマに感じています。

その辺の分別とかができたらもっとごみは減るのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【石井委員】

先程も申し上げましたが、クリーンセンターで計量する前に資源物を降ろせるようなストックヤードがあれば、分別することを勧める方向で収集業者は動きやすくなると思います。

【事務局（竹中循環型社会推進課長）】

石井委員のご指摘を受けまして、確かに事業所から出たプラスチックごみを回収したら、どうのうに処理ルートにのせるか考えてみましたが、本市におけるプラスチック製容器包装類の中間処理は委託しております。

そこに産業系のものを混ぜることはできないだろうなと考えておりました。

しかしながら、何年か前に事業系のごみの中でビンやカンが非常に多いということで調査を行ったこともございました。ですので、施策の方向性の中にその様なことも含めて受け皿を設けて進めてみてはどうかということをご提案させていただいているので、お知恵をお借りしながら研究させていただきたいと考えております。

【三橋会長】

ありがとうございました。

時間がだいぶ進んでまいりました。

事業系ごみについて、さらにご意見があればお出しください。

<議題2>

【三橋会長】

無いようですので、つぎに進ませていただきます。

本日の議題の2番目 その他について、事務局からお願ひします。

**【事務局（竹中循環型社会推進課長）】**

本日、石井委員より資料が配布されておりますので、もし、補足すること等がございましたら、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**【石井委員】**

市川市清掃業協同組合から来ております石井です。

お手元に「3団体共同福祉リサイクル事業」というチラシお配りさせていただきました。

今回、市川市が小型電子機器の回収ボックスで回収していただいたものを市川市清掃業協同組合が無償でいただくかたちをとっています。それを（就労継続支援事業）B型の福祉作業所で一番最初に協力していただいた「市川レンコンの会」ともう1校「千葉県立特別支援学校市川大野高等学園」の2箇所に持ち込んで分解作業をしていただき、価値を高めた上で販売するかたちのものを始めました。

しかし、現状の市川市の集められている量では、将来的に継続的にまたボリュームが増えていかないため、各民間の方から直接、レンコンの会等に市で回収していない小型電子機器、パソコン類を寄附していただきたいということでチラシを作成させていただきました。

最終的な目的としては、福祉作業所の場合は、働いていらっしゃる方の工賃を現在の月額2万円程度を月額5万円程度まで上げようという目的をもって活動していますので、是非、仕事として工賃を増やす目的もありますので、寄附していただけるようなご協力をいただければと思い配布させていただきました。よろしくお願ひいたします。

**【柳沢委員】**

連絡先はレンコンの会でよろしいですか。また、全て持ち込みなんでしょうか。

**【石井委員】**

今回は、「市川レンコンの会」にご連絡いただきたいと思います。また、数量によっては、レンコンの会で回収に伺えると思いますので、レンコンの会にお問合せください。また、小さい物でしたら、公民館等に設置してある回収ボックスに入れていただければよいと思います。

**<次回の審議会について>**

**【事務局（竹中循環型社会推進課長）】**

それでは、次回の審議会の開催についてご案内させていただきます。

次回は、10月16日（木）午前10時から開催させていただきたいと考えております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

**<閉会>**

**【三橋会長】**

それでは、次回の審議会もよろしくお願いしたいと思います。

以上をもちまして、「第71回市川市廃棄物減量等推進審議会」を閉会いたします。  
お忙しいところ長時間ご参加いただき、どうもありがとうございました。

(終了 午前11時50分)

平成 26年 9月 11日

市川市廃棄物減量等推進審議会  
会長

三橋紀之